

てしお

町議会だより



天塩町消防団による登梯（とてい）：企画商工課撮影

12 月
定例会
決算認定
一般質問
委員会

一般会計の総額を42億8,549万4千円に…	3P
平成17年度各会計決算を認定……………	5P
町政を問う（4氏が質問）……………	6P
所管事務調査報告（町内、道内）……………	16P
議会の動き・編集後記……………	20P

新年賀謹

年頭の

ごあいさつ



天塩町議会議長

草刈 幸男

町民の皆様、新年明けましておめでとうございます。

輝かしい平成十九年の新春を町民の皆様とともに迎えましたことを心からお慶び申し上げます。

わが町の昨年、一年間を振り返って見ますと、郵便局の集配業務移転案に対する抗議活動に始まり天塩高等学校の統廃合の問題など人口の減少に拍車をかけるような出来事や町の台所に直接結びつく地方交付税の削減など課題の多い年であったと思います。

一方で天塩高校生の全道・全国大会での活躍など若い力の「踏ん張り」は町民の皆様にも元気を与えてくれたものと思います。

また、待望していた富士見地区の農地防災事業が進められており、基幹産業である酪農業の振興や地元経済の振興が大いに期待されるところで

あります。

いざなぎ景気を越えたときされる景気の回復が伝えられる中、天塩町経済の景気回復は実感できないのが実情で中央との格差を感じざるを得ない状況にありますし、国が進める構造改革の大きなうねりの真つ只中にある、私たち町民が知恵を出し、汗をかいて町を守っていく、まさに踏ん張りどころであります。

多くの町民の皆様が議会の活動に関心を持って頂き、色々な方たちで町政に参加をして頂くことは極めて重要なことでありますし、私たち議会議員の責任と役割の重さを深く認識しているところであります。

今年も私も町議会議員の四年の任期が満了し、改選にあたる統一地方選挙が行われる年でもあります。議員の定数も法定数を下回

る十名となりますが、町民の皆様一人ひとりの声を大切に信頼される議会活動に全力を尽くして参りたいと考えております。

本年が町民の皆様にとって輝かしい希望に満ちた一年であることを心からご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



議員 佐々木鉄一



議員 横溝 幸平



議員 桑村 健一



副議長 桑田 憲治



議長 草刈 幸男



議員 菊地 敏



議員 渡辺 修勝



議員 石山 直継



議員 寺本 弘之



議員 中嶋 康治



議員 森 政清



議員 後藤 忍

12月 定例会 から

12月定例会は12月13日に招集され、6会計の補正予算など29件を審議し、すべて原案のとおり可決して12月14日閉会しました。

平成18年度一般会計補正予算

歳入

単位：千円

科目	歳入項目	補正額
使用料及び手数料	ケアハウス使用料	△1,242
国庫支出金	国民健康保険基盤安定負担金	241
	児童手当負担金	862
	特定公共賃貸住宅建設事業交付金	8,597
	天塩地域土地所有状況等調査委託金	△500
道支出金	国民健康保険基盤安定負担金	1,956
	児童手当負担金	1,030
	重度心身障害者医療費助成事業補助金	721
	ひとり親家庭等医療費助成事業補助金	△79
	在宅介護支援センター運営費補助金	2,475
	各種統計調査委託金	△39
雑収入	雇用保険料等納付金	81
	高額療養費納付金	641
	平成17年度道営土地改良事業負担金還付金	120
町債	準用河川トウツナイ川改修事業	△700
	富士見団地特定公共賃貸住宅整備事業	△7,000
合計		7,164

歳出

単位：千円

科目	歳出項目	補正額
議会費	職員給与と費等	309
総務費	職員給与と費等	△28,012
	一般経費	1,440
	ホーム市訪問団来訪経費	△590
	防犯対策経費（防犯灯移設）	283
民生費	指定統計調査経費	△55
	重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費助成事業	1,925
	国民健康保険特別会計繰出金	1,908
	北海道後期高齢者医療広域連合設立準備委員会負担金	90
	北海道後期高齢者医療広域連合負担金	34
	介護保険特別会計（サービス事業勘定）繰出金	5,526
	職員給与と費等	28,012
	ケアハウス運営経費	405
農林水産業費	児童手当支給事業	3,025
	天塩地域土地所有状況等調査経費	△500
	民安ダム管理経費	△142
	平成17年度道営畑地帯総合整備事業分担金・推進交付金返還金	65
土木費	しじみ資源保護対策事業	88
	川口7号線横断管取替事業	△236
	準用河川トウツナイ川改修事業	△776
	町営住宅維持補修経費	△185
	緑新団地公営住宅下水道整備事業	△648
	潮見団地公営住宅解体事業	△92
消防費	富士見団地特定公共賃貸住宅建設事業	△11,712
	下水道事業特別会計繰出金	△9,970
	消防車組合負担金	△144
	教育長給与と費等	42
教育費	職員給与と費等等	1,649
	一般経費（小中学校）	4,770
	中体連体育大会参加補助金	247
	義務教育扶助費	511
予備費		9,897
合計		7,164

一般会計

国保会計

補正予算

介護保険会計
（サービス事業勘定）

介護保険会計
（保険事業勘定）

▼歳入歳出それぞれ七百十六万四千円を追加し、総額を四十二億八千五百四十九万四千円とした。

▼一般・退職被保険者療養給付金の増額と高額療養費の増額が主なもので、歳入歳出それぞれ一千八百七十二万四千円を追加し、総額を四億六千八百九十一万六千円とした。

▼特別養護老人ホームの燃料費の増額が主なもので、歳入歳出それぞれ一千三十七万四千円を追加し、総額を三億二百四十三万七千円とした。

▼介護保険法の改正により、要支援者に対する保険給付費の支出科目の補正を行った。（補正額の増減なし。）

下水道会計

▼事業の完了による執行経費の減額が主なもので、歳入歳出それぞれ一千五百七十万円を減額し、総額を三億六千八百三十万円とした。

国保病院会計

▼検査機械購入(百四十五万円)のための補正で、過年度分損益勘定留保資金の補填額と建設改良費の予定額の増額補正を行った。

条例改正

▼簡易水道設置条例の改正

振老地区簡易水道と泉源産土地区農業用水道を統合して泉源産土地区簡易水道とし、営農用水道としている幌萌地区水道を雄信内地区簡易水道に含め、更に、別々に定めている簡易水道の設置条例を本条例に一本化するための改正で平成十九年四月一日から施行される。

これにより、農業用水道条例、営農用水道条例、雄信内地区簡易水道設置条例、振老地区簡易水道設置条例は廃止される。

▼簡易水道給水条例の改正

給水区域を設置条例で定め

る区域に改め、天塩市街と雄信内市街を除く農村部におけるメーター点検を年二回とする改正で平成十九年四月一日から施行される。

なお、農業用給水を含む全ての料金の基礎は、今までと変わらない。

▼町立学校設置条例の改正

北産士小学校の児童数の減少により、平成十九年度から天塩小学校に統合するための改正です。

▼国民健康保険病院使用料条例の改正(専決)

病院使用料の基となる厚生労働省の基準改正によるもので、療養病床入院時の「食療養費」に変わり、照明・給水などの住居費相当分を加えた「生活療養費」に変わったことが主なもので平成十八年十月一日から施行されている。

教育委員の任命

任期満了による教育委員会委員の任命について同意した。

▼渡部 旭さん(わたべ・あきら) 字更岸四七一八の二〇再任

決算認定

▼平成十七年度国民健康保険病院事業特別会計決算認定

九月定例会において、産業厚生常任委員会(寺本弘之委員長)に付託されていた「平成十七年度国民健康保険病院事業特別会計決算審査」は、同委員会において慎重に審査が行われ、本定例会で寺本弘之委員長から認定すべきである旨の報告を受け、これを認定しました。

▼平成十七年度各会計歳入歳出決算認定

本定例会において決算審査特別委員会(寺本弘之委員長)が設置され、平成十七年度各会計歳入歳出決算の審査を同委員会に付託しました。委員会では慎重に審議が行われ、本会議において寺本弘之委員長から認定すべきである旨の報告を受け、これを認定しました。(詳細は五ページに記載)

意見書

公益に関わる次の三件について、議員から意見書が提出されました。

審査の結果、いずれも全員一致で可決され、内閣総理大

臣をはじめ関係省庁に提出しました。

▼リハビリテーションの改善を求める意見書

▼森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書

▼日豪FTAに関する意見書

その他の議案

▼北海道後期高齢者医療広域連合の設置

現在、老人保健法の下で市町村単位で行われている「老人保健制度」が平成二十年度から新たな法律(高齢者の医療の確保に関する法律)の下で広域連合で行う「後期高齢者医療制度」に移行します。新しい医療制度の運営は、保険料の徴収を市町村が行い、財政運営を都道府県単位で全市町村が加入する「広域連合」が行います。

このため、後期高齢者医療に関する事務を共同で処理するための規約を定め、「北海道後期高齢者医療広域連合」を設置するもの。

行政報告

天塩町は昭和五十九年にアメリカ合衆国アラソカ州ホーマー市と姉妹都市の提携を結び、これまで教育・文化等の交流を図り、国際交流を進展して参りました。

また、昨年は「姉妹都市提携二十周年記念」のため、助役を団長とする訪問団一行がホーマー市を訪問し、熱烈な歓待を受け一層の絆を深めてきたところであります。

このことから、本年にホーマー市から訪問団が来町の予定でありましたが、市側の都合により訪問が中止になったところであり、ご報告を申し上げます。

今後のホーマー市の訪問予定につきましては、現在、市側と調整中でございますが、来町の際は、これまでの国際交流の意義を十分に踏まえ、おもてなしの心を持つてお迎えたいと考えております。

なお、天塩町姉妹都市交流促進協会は二十周年を記念した石碑の建立を既に完成させており、来訪時には除幕式等のセレモニーも併せて実施したいと考えております。

8 会計総額 84 億円

平成 17 年度

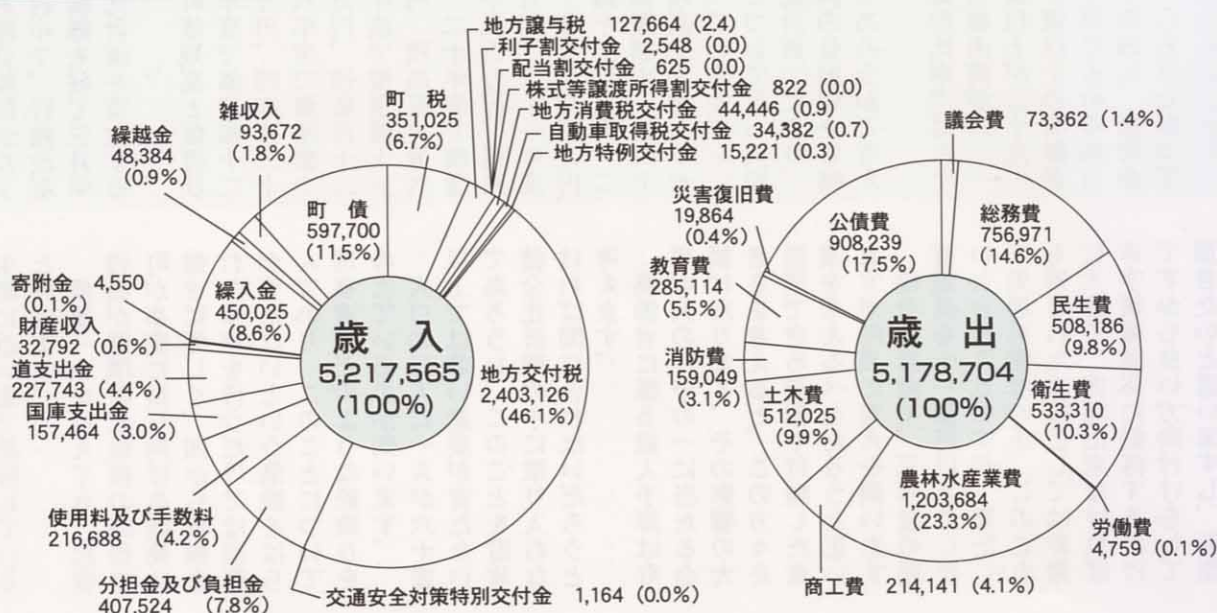
各会計決算認定

会計名	歳入歳出予算現額	歳入	歳出	歳入歳出差引額
一般会計	5,215,538	5,217,565	5,178,704	38,861
国保会計	483,827	478,346	473,200	5,146
水道事業会計	150,448	150,407	144,820	5,587
老人保健会計	567,456	546,028	533,481	12,547
下水道事業会計	688,300	688,759	687,888	871
介護保険会計（保健事業勘定）	323,915	324,051	312,419	11,632
介護保険会計（サービス事業勘定）	307,314	310,192	305,343	4,849
国保病院事業会計 （収益的収入及び支出と資本的収入及び支出の総額）	697,083 764,103	697,082	764,101	△ 67,019 21,014 △ 46,005
合計	8,433,881 8,500,901	8,412,430	8,399,956	12,474 21,014 33,488

注：国保病院事業会計及び合計の歳入歳出予算現額欄の上段の数値は歳入額、下段の数値は歳出額を示す。
注：国保病院事業会計及び合計の歳入歳出差引額欄の中段の数値は過年度分損益勘定留保資金からの補填額を示す。

一般会計歳入歳出内訳(単位：千円)

町民一人あたり 134 万円使いました



質問 いっぱん

いつまでも住み続けたい
町づくりのために
4名が町政を問う

行財政改革



佐々木鉄一議員

Q 今後の取り組みは

A 健全化計画の充実 図る

佐々木議員

町長は、これまでの議会答弁で町の経済や雇用を踏まえ、職員の見直しなどの集中改革プランにより行財政改革を行うという答弁であり、財政についても厳しい状況が四、五年の間に山場を向かえるとしています。

町長は今限りでの勇退を表明していますが、町の将来をどうするのか、自分の任期中に難問を解決してから次に継ぐべきと考えます。

まちの貯金、借金、住民サービスの方法、住民負担の影響、高齢化率及び高齢者に対する歳入予算の割合等を示し、行財政改革の成果と残された課題、今後の取り組みについて伺います。

総務財政課長

三位一体の改革で大幅な歳

入不足が発生し、これに対応すべく行革を進めるとともに歳入不足を補う為に毎年度、基金から繰り入れして予算編成を行ってきたところです。

少子高齢化が進み、扶助費等の義務的経費が増加傾向にあることや、町債の償還費など義務的経費の割合が非常に大きく、依然として財政構造の硬直化が進んでいる状況にあります。

十五年度から十八年度までの四年間での基金等の取崩し額は約十七億二千六百万円で、平成十八年度末の基金などの合計残高の見込額は約二十億二千万円となる状況です。

今後、同じ予算編成を続けた場合、基金は四年以内に枯渇化する状況にあり町財政の状況、国の方針、町集中改革プランなど変化する時代への対応や新たな政策課題に迅速かつ柔軟に対処できる体質を確立すべく、「天塩町財政健全化計画」を作成中です。

計画は「町集中改革プラン」とリンクさせ十九年度からの三年間で基金等の残高を十一億円以上とするなど、計画の

具体的方策を職員検討グループにより検討中で、行政改革推進組織の論議を経て三月中旬に財政健全化計画を策定する予定です。

全会計の町債残高と償還状況は、十七年度で償還額十二億六千七百万円、残高百二十三億円、一八年度で償還額十三億六千六百万円、残高百十二億円、十九年度で償還額十三億四千四百万円、残高百一億六千七百万円、二十年度で償還額十二億八千九百万円、残高九十一億一千万円、二十一年度で償還額十二億七千四百万円、残高八十八億四千三百万円、二十二年で償還額十一億四千九百万円、残高七十億七千七百万円となっております。

住民負担については「天塩町財政健全化計画」により、使用料手数料の負担増をお願いすることもあろうかと考えています。

高齢者人口の比率では六十歳から六十五歳未満が六・一％、六十五歳以上が二十六・九％で、六十歳以上の高齢者に係る歳入予算に占める割合は、交付金で約四％、補助金などで約〇・〇五％となっております。

佐々木議員

説明からして、町の財政は

末期に近い形で推移していると考えます。

償還一つを捉えても、起債残高が標準財政規模の四倍で町が事業に振り向ける経費は無きに等しく、国から依頼された事務を行うだけでは産業が育たないという危険をはらんでおり、このことについて理事者はどのような舵取りを考えているのか伺います。

人口の三人に一人が六十歳以上では若い産業が育たないであろうし、このことを財政健全化計画の中に取り入れなければ間に合わないだろうと考えます。

高齢者に係る歳入予算は町税収入の三分の一に当たる金額になります。その影響の大きさを考えると、この方々を活用できる産業や付随した産業を考えるべきだろうと思いますが町長の考えを伺います。

健全化計画で、三年後の起債残高を十一億円以上にしたということですが、果たして実現可能なのか、このことも残された課題としては非常に大きく、実現出来なければ赤字債権団体に転落するわけですから良い方向付けをして頂きたいと思えますし、新型交付税の導入で町が受ける影響をどう捉えているのかにつ

いても伺います。

町長

ご指摘のとおり天塩町だけではなく、どこの自治体に於いても交付税の削減などで非常に財政が厳しい状況にあると思われまます。

今後の天塩町の公共事業等についてのご心配もされましたが、有り難い事に天塩町の基盤整備は比較的進んでおり、今後はそれほど大きなお金は掛からないと考えています。

天塩町の第一産業である農業や漁業については後継者やお嫁さん、更に新規就農者と明るい兆しが見え、期待しているところですが建設業や商工業が厳しい状況にあります。

そういう中で建設業では農業に進出するという考え方も出ていますし、懸案であった農地防災事業も始まりました。しかし、ご指摘のとおり、これからは高齢者の時代であり、高齢者の皆さんが仕事の出来る環境を整えなければならぬと思っております。

町財政は大変厳しいですが私は町、議会そして町民の皆さんが頑張っていくならば、天塩町は必ず残っていくと確信を持っていますし、そのようにして行きたいと思っています。

まもなく始まる新年度予算編成は大変厳しいものになると思いますが、私は町民の皆様にご我慢をして頂く前に、まず役場がどれだけ我慢出来るかを町民に示すことが町民の皆様様に理解を頂く大きな要因であると考え、改革を進めていきますのでご理解頂きたいと思っております。

助役

新型交付税の影響では、全道で約百二十数億円が減ると言われています。

単純試算での天塩町の影響額は三千万円から四千万円の削減が見込まれるところであります。また、今後、三年間の町債償還が第一に乗り越えて行かなければならない大きな課題であると認識していますし、このためにも私達自身が先頭に立って、町民の皆様にも痛みを分かち合って頂く時代になって来たものと考えております。

佐々木議員

こういう状況になったことは国の施策に翻弄された部分があったにしても、身の丈を考えた財政運営をしてきたところは生き延びて行くのだからと感じています。

財政健全化計画での町の将来をどうするのかは町長の判断に大きく左右されるのですから、町民が住み易いまちづくりの為の政策を行わなければなりません。

限られた予算の中で病院問題、高齢者福祉の問題を重要視した施策を考えなければならぬだろうし、更には一生懸命働いて努力をしても中々報われないというワーキングプア、雇用格差の問題、社会的弱者へ目を向けた施策など町長としての責任は大きいと思います。

財政健全化計画を進める上で、そういう事を念頭に置いた計画を練って頂きたいと思っておりますが如何でしょうか。

助役

申し上げるまでもなく町の施策は住民の皆様様の生活に直接関わることで、そのことを考えた行政運営を行っておりますが、特に病院の問題ではこれから重要な選択が待っていますし、各施設の民営化も進めなければなりません。

雇用や賃金格差といった問題など論議を尽くしながら、やって行かなければならないと考えており、ご理解賜りたいと存じます。

コミュニティーバス

Q

業務の委託方法は

A

運転業務のみを委託する考え

佐々木鉄一議員

佐々木議員

バス路線等の再編案についての経緯と概要、業務方法、今後の展望などについて伺います。

①バス路線等の再編の経緯について伺います。

②再編により経費はどのように変わるのか伺います。

③再編にあたり利用者や地域の要望等をどのように反映されたのか伺います。

④再編案の業務方法と現在、車両と共に業務委託をしている既存業者への影響についてどう考えているのか伺います。

⑤振老・天塩間の路線を再編案から外した理由について伺います。

います。

⑥再編案における路線の無料化と有料である既存路線（沿岸バス）の混在を公平性からしてどう捉えているのか伺います。

⑦再編案にある地域バスの委託の方向や在り方といった今後の展望について伺います。

住民課長

懸案事項であったバス交通体系の見直しは過去七回に亘り関係四課で内部協議し、現在より経済的で効率的、柔軟なバス体系を作るために路線バス（天塩源泉線）、スクー

ルバス及び目的バス（患者輸送バス・地域保健バス・高校生送迎バス等）の全部を対象に検討してきました。

スクールバスを業者に委託しても交付税の対象になることから、児童生徒だけでなく一般町民も乗車する方向で考えスクールバスを主体に目的バスを組み合わせていく運行スケジュールを作成し、民間委託を視野に入れながら平成一九年度の予算に反映できるように検討してきました。

十月には町内会長やPTA会長に出席を頂きながら検討委員会を開き、十二月には二日間に亘って雄信内地区を中心に地域説明会を実施したと

ころです。

この再編は法改正やバス会社からの通告によるものではなく行財政改革の一環として内部で自発的に検討したものであり、現在委託している業者とは協議をしていません。

再編案は町所有のバス四台を使用して町内の業者を中心に運転業務のみを民間委託しようとするもので委託期間は一年を単位に考えています。

再編の試算では経費等で八百六十七千円の減額、交付税算入額で四百六十万円の増、総計で約一千二百六十万円の財政効果が見込まれます。

また、業者の数については今後、早急に内部協議をして決定したいと考えています。

なお、振老・天塩間の路線は、既に沿岸バスが運行しており競合を避ける再編をしていますし、料金は沿岸バスや天塩源泉線の路線バスが有料ですがスクールバスを主体に考えていることから当面は無料運行したいと考えています。

佐々木議員

町民の一番の関心は利便性だと考えますが地域説明会での意見内容について伺います。町有バスのみを使う再編案では現在、自車運行している業者へは大きな負担を強い

形になると考えますが、どう捉えているのか伺います。

振老・天塩間は、スクールバスを主体とした再編案の考え方からすれば沿岸バス路線とは別物と考えます。沿岸バスは羽幌を基点に羽幌、初山別、遠別、天塩、幌延、豊富と運行しており、そこまで沿岸バスに気を使うこと自体が理解出来ません。

運転業務の委託については、色々な問題から青ナンバーの業者に任せたいという様な答弁に感じます。産業を停滞させないことから、免許を有している、みやび観光と天塩ハイヤーに委託することが良いと思えますが、このことをどう捉えているのか伺います。

いま町が行おうとしている事業（コミュニティバス）は、規制緩和で色々なバスの乗り合いが出来ること鹿兒島県の事例を挙げて新聞に載っていました。

これからはバス会社も赤字路線を切捨てる方向であり、地域のバスを充実して行くという天塩町の方向付けは正しいと思えますが、このことを踏まえ、どの様な委託を考えているのか再度伺います。

更に今後、この二社に委するとした場合、別々に行う

のか或いは二社を協同組織とした方向付けで行うのかについて町長の考えを伺います。

町長

まだ、最終なものには決まっていますがバスは運行スケジュールは民間委託を視野に入れて行っています。

受け皿を組織とするのか或いは個人を含むのかについては内部で検討中ですが、今まで仕事をしてもらった人方の経験も十分に活かしたものが出来ればと考えています。

町民の皆様からの意見や要望は沢山ありましたが可能な限り意に沿うものになりたいと思っています。

料金の問題も色々な意見があるかと思いますが、十九年度は無料で行いたいと考えており、ご理解を頂きたいと思えます。

住民課長

再編案では地域の要望を考慮して増便しており利便性の低下はないと考えていますし、他の要望も可能な限り検討したいと考えています。

現在運行している業者の車両については、町有バス四台の耐用を考慮した場合の一つの材料であり内部での協議を要するものと考えています。路線の競合については、競

合によるバス会社の赤字額を天塩町を含む関係自治体が負担するわけですから競合させない考えです。また、コミュニティバスの展望についても沿岸バスとのバランスを考えたものになるものと思っています。

佐々木議員

委託の形態を青ナンバーと考えているとすれば個人の方は対象外になるわけですから漏れた個人の方々を業者の組織と一緒に入ってもらって行えるよう考えることも行政として出来るだろうと思えますが如何でしょうか。

振老・天塩間の沿岸バスとの競合のため、あえて再編案から外す必要はないと考えています。仮に、それによって被る被害額が有るのであれば、どれ位なのか出して頂いて、応分の負担を考えられるのかの検討も必要だと思います。

町長

この業務は、運転業務だけを委託するということであり青ナンバーを持つていないと委託が出来ないという事ではありません。私どもとしては今まで携わった方々をどういう形にするのかについての極端な指導は出来ませんが、委託は運転業務をお願いすると

いうことでご理解願います。

佐々木議員

業務委託が単純に個人も対象になるという考えであれば大型免許を持つていない人間を全対象とした透明性あるやり方をしなければならぬと思っています。

ですから、陸運局で許可を得て、それなりものを得ている青ナンバーということに私はこだわります。

町長

先ほども説明させて頂きましたが、この業務は大変経験のある業務であって、私どもが安心してお任せ出来るというべき、今までの経験者の方々で携わって頂ければと思っています。



温泉利用者を運ぶ地域保健バス

保護者負担の
軽減策必要

Q

財政支援含め
存続に努力する

A

佐々木鉄一議員

佐々木議員

高校の再編問題に関する過去の一般質問で、遠別・幌延両町と今後の天塩高校の在り方について協議し、町としての支援策を考えたいと答弁されていますが、その後の取り組みについて伺います。

現在、町が天塩高校に行っている方策の内容と、あの答弁から何が進展したのか、又、豊富高校、遠別農業高校における他町の施策の比較から当町の施策に反映させている内容を併せて答弁願います。

道教育委員会は、平成十八年の二月に新たな「高校教育

に関する指針」の素案を公表以来、四月の同指針（素案）の意見を聞く会、七月の同指針（案）の意見を聞く会、八月の同指針の公表、十月の同指針の地域別懇談会をそれぞれ実施しているところです。

意見を聞く会、地域別懇談会の際には、画一的な基準で行なうのではなく、都市部と郡部の地域性を考慮し、地元自治体や地域住民の意見を尊重し、地域の交通事情、財政的負担等についても十分理解されるよう再三に亘って要望を出させて頂いています。

この間、町と議会とで留萌教育局、北海道教育庁、北海道議会議員へ存続要望などを重ねており、七月には天塩町、遠別町、幌延町三町の議会、教育委員会、天塩高校、各校区の中学校、PTA関係者等多くの教育関係者による「天塩高等学校存続期成会」を設立し、八月には期成会代表者により留萌支庁、留萌教育局、北海道教育庁、北海道知事、北海道議会へ存続の要望書を提出して参ったところです。

天塩高校に対する天塩町の財政的支援は、バス通学生徒に対する援助（二百七十四万五千円）、部活時の送迎、問寒別地区への送迎経費（三百

四十八万八千円）、体育文化振興協力会補助金（百六十九万円）、全国・全道大会出場時のバス送迎や奨励費（十五万円）、姉妹都市交換留学生の対策費（六十九万四千円）となっております。

そのほか町長、助役、教育委員長、教育長による天塩中学校、啓徳中学校、遠別中学校、幌延中学校、問寒別中学校への天塩高校受験要請を行っており、高校では校長や教頭先生による生徒の募集説明会も実施されています。

豊富高校に対する豊富町の財政的支援（聞き取り調査）は、幌延・豊富間の高校生通学バス（四百七十一万八千円）、体育文化後援会補助金（四十万円）となっております。その他の対策として校長・教頭による豊富、幌延中学校への生徒募集説明会や存続要望に関する意見書の提出、管内選出道議会議員への存続要望を行っています。

また、「新しい時代を拓く豊富高校のあり方協議会」を設置して対策などを協議しているところです。

遠別農業高校に対する遠別町の財政的支援（聞き取り調査）は、バス通学生援助費（四百万円）、寄宿舎の運営援助費

（五百三十一万円）、海外研修経費（五百十四万七千円）、募集助成費（百十八万円）、振興会運営費（二十五万円）就学生徒援助費（八十一万二千円）となっております。その他の対策として町有バスによる送迎支援、関係者による生徒募集説明会を実施しています。

このように他町の支援策は町の事情により異なり、本町の支援策と比較検証することは難しいと考えますが、天塩高校存続に危機感を感じながら生徒確保のため学力向上対策、体育文化振興対策、通学対策等これまで培われてきた魅力ある天塩高校のPRに努めると共に存続に向けて精一杯努力したいと考えています。

佐々木議員

町の取り組みは旧態依然の印象を受けます。他町とも受け皿は違いますが自分の町の高校存続を念頭に置いた施策をしていると思います。両町と比べても予算の掛け方は当町が一番劣っている印象を受けます。

高校の特色は、それぞれの学校の教育者と生徒が一体になって出す訳で、行政として出来るものは、やはり財政的な支援だろうと思います。

生徒や父兄が求める財政的

支援を含む学校の魅力は何なのかを検証し、天塩高校が他高校と同じ土俵に立てるような方策が必要と考えます。

天塩町の将来の人材を育成するという観点からいってもメリハリを付けた予算付けが必要と考えますが再度、答弁願います。

町長

先程もお話ししたとおり、私どもは天塩高校に一人でも多くの生徒に来てもらえるように財政的支援を含めた様々な支援を行っています。新年度も問寒別からの生徒のためにバスを出すことで議員各位にもお話しさせて頂いておりますし、様々な特色を出して頑張っている天塩高校に一人でも多くの生徒が通ってくださるよう取り組んでいきたいと思っております。

佐々木議員

天塩高校と遠別高校、豊富高校が将来に亘って残って行くということはあり得ないと考えます。

そうしたときに、町として高校が残るような支援をして行かなければなりません。その中でも家庭の財政的な負担を軽減する方策が大きな要素だと思いますし、いくら高校が特色を出して頑張って

生徒や父兄が求める財政的支援を含む学校の魅力は何なのかを検証し、天塩高校が他高校と同じ土俵に立てるような方策が必要と考えます。

天塩町の将来の人材を育成するという観点からいってもメリハリを付けた予算付けが必要と考えますが再度、答弁願います。

も競争に負けると思いますが、そういう努力が報われる施策が求められると考えますが如何でしょうか。

町長

三間口以下の高校が無くなることになると、留萌或いは宗谷管内には留萌高校と稚内高校の二校しか残らない事になり、私も何とか三〇km以内位で通えるようにという事を道に要請しています。

三間口とはいかないまでも天塩高校には多くの生徒に入学頂いており、学業はもとよりクラブ活動で全道・全国大会出場の常連校としての活躍で後輩がどんどん入ってきています。

先般も天塩高校OBで、ある役所の方から学校の季刊紙「あすなる」に「天塩高校生頑張れ」という熱い激励の文章を頂きました。

金銭的政策も必要ですが、各界で活躍されているOBからのこういった取り組みにも協力させて頂いています。

私も、本当に一人でも多くの生徒さんに来てもらえるように一生懸命努力をしていきたいと思っていますのでご理解頂きたいと思えます。

温泉施設

Q

委託業者に問題はありますか

A

現時点での委託変えの考えはない

佐々木議員

佐々木鉄一議員

温泉施設の管理運営は指定管理者制度により委託していますが、湯湯設備の点検、修理等メンテナンス業務を行う会社はどの様にしているか伺います。

また、故障などで入浴施設が休業した場合の損害賠償はメンテナンス契約に謳われているのかどうか伺います。

建物本体と水回りの配管やボイラー等の付属設備の年間維持管理経費と設備の改修計画について伺います。

助役
委託する点検項目は建設施設、湯湯施設など二十一項目

あり、そのうち湯湯施設関係が十項目で株式会社設備と株式会社昭晃の二つの業者に委託して来ました。

これまで、二業者とも問題なく点検業務を実施しており本年度からの指定管理者による点検等もこの二業者に引き続き実施させています。

新年度以降、湯湯施設関係の改修も必要であり、他の情報も考慮しつつ、今後についても実績のある二業者に行わせようと考えています。

施設の故障による休業は故障の規模、休業期間等により賠償になるのか補償になるかはケースによりますが基本的には町、点検整備業者の故意・過失・瑕疵または不可抗力に起因して発生し、指定管理者に損害を与えた場合、合理性が認められる範囲での賠償等はありませんと考えています。

建物と付属設置の年間維持管理経費を平成十七年度実績で示しますと建物維持管理費で二千六百六十九万五千円、建物光熱水費で四千六百八十五万五千円、温泉設備経費で一千六百八十二万二千円、一般経費で一千三十四万四千円、合計で九千九百三十四万六千円となっております。

建物本体の改修は平成十二

年の開設から七年目であり今は考えていせんが、小規模な補修等は年間予算の中で対応したいと考えています。

ただ、湯湯施設部分に摩耗等による損傷が見受けられることから新年度か翌々年度に予算計上を考えていますし湯湯ポンプ、湯湯管類の湯湯施設の根幹部分については八年から九年での改修が必要と判明しつつあるので対応していきたいと考えています。

佐々木議員

湯湯施設の委託をしている株式会社昭晃は、浦河町の温泉を掘削した際に問題があったとして、浦河町が株式会社昭晃に対して三億四千万円の損害賠償を検討していること報道されており、どう決着するか判りませんが疑惑があつて自治体が損害賠償を検討している業者に町が業務を任せていることは如何なものかと思えます。

最低限、株式会社昭晃が請負っている自治体（浜頓別、新冠、利尻富士、猿払、浜中、枝幸、上湧別、豊富、浦河）の考えを参考に天塩町として業務委託を行わなければならぬと考えますが再度、答弁を願います。

企画商工課長
疑惑の報道に対する他町村

の対応について聞き取り調査を行いました。また、「訴訟の報道はされているが、まだ訴訟を起されたわけではない。今現在、それぞれの管理関係については誠意を持って行われている事から、今は静観をしている何かあつた場合は当然、考えなければならぬ」とした共通の考えでありました。

町長

新聞報道のあと、私も業者者に事実を確認したところ「そんな事は絶対しておりません」という確認はもらっています。

関係自治体が連携を取り対応を進めなければならぬと考えており、委託会社が変わる可能性はありますが訴訟も起きていなことから、今のところは委託会社を変える考え方はしていません。

佐々木議員

「静観をしながら、やって行きたい」という答弁の裏には温泉設備を行った株式会社昭晃に変わる所が無いと解釈せざるを得ません。

公の立場の自治体が疑惑を持たれている会社をそのまま使用して行くことに問題があると考えます。

訴訟が起さされていないとしても、これだけ大きく報道



天塩温泉「夕映」

されるからには訴訟を起こすことは間違いないと考えざるを得ませんし、誠心誠意真面目にやって行っている会社とは受け取られず非常に問題がある会社だと思えます。

そのような会社とこのまま続けて行くよりは、今の内に違う業者と出来るかどうかの検討は必要と思えますが考えを伺います。

町長

私どもは温泉を一日も止められないという気持ちでいます。ご指摘のことを十分に念頭におきながら今の温泉をどのように行きたくのかは議会の皆様にも相談しながら進めて行きたいと思っておりますのでご理解を願います。

いじめ問題



石山直継 議員

Q いじめの予防策・対応策必要

A 対策のための環境、整えたい

何よりも重要であります。

学校で、いじめが起らないようにすること、いじめが起きた場合、速やかに解消することの第一次的責任は学校にあると思えますが、いじめの発生源は学校だけでなく、さまざまな社会背景も潜在して発生すると言われています。

各学校や地域の一人一人が当業者意識を持ち、いじめを解決していく環境を整える責任を負っているものであり、いじめの素地をつくらず、いじめを受け苦しんでいる子供を救うため、学校のみ任せず教育委員会、保護者、地域を含む全ての人が社会全体で取り組む問題と考えています。

行政としても、これらの調整役として教育委員会等と相談しながら何らかのアクションを起こしていかなければならない時期であると思っております。

学校、地域、保護者が一体になつて取り組めるような環境づくりを少しでもお役に立つて行きたいと考えています。

教育長

いじめの報告件数は十六年度と一七年度は有りませんが十八年度で小学校二件、中学校四件となっております。

不登校の報告件数（いずれも中学校）は、十六年度が四件、一七年度が四件、十八年度が三件となっております。

対応としては、事実を担当教師、校長、教頭だけが知っているのではなく、学校全体の問題として職員会議や児童生徒指導委員会などで話し合い、その事実を共有すると共に対応を協議しています。

その上で、いじめられている子供に対しては、その子の精神的苦痛を共感的に理解し、心配や不安感を取り除くことにまず全力を尽くし、そしてその子の持っている良いところ、持ち味を気付かせ、伸ばし、自信を持たせるような指導、援助を行なっています。

また、いじめている子供に対しては、いじめは人権に係わる重大な問題であり、決して許されないと毅然とした態度で自己変革を促すよう指導援助をしており、いじめの程度によっては双方の保護者へも事実を告げ、家庭での指導もお願ひしています。

不登校については、様々な要因が重なったことで、

ら、その要因を取り除く努力や担任が子供を迎えに行く事も行っていますが、現在も休みがちな状況が続いています。

いじめ、不登校の未然防止対策としては教師が日頃から児童生徒が発する様々なサインを見逃さないようにすることが大切であり、いつもとは違う言動を注視し子供の気持ちに寄り添って理解すること念頭に教育活動に当たるよう学校にお願いしています。

また、いじめが明らかになつた時は、教師が積極的かつ迅速にいじめに介入し、解決の見通しをもって阻止するとや根本的解決を図る為に学校ホームルーム集団、学年集団への指導も不可欠であるとの認識を持って対処するよう指導を願っています。

不登校についても、何らかの前兆サインがあるという認識のもと対処して頂くよう指導していますが、ある学校では休みの理由の如何を問わず、連続して三日休んだら危険信号と見なし、必ず家庭訪問をしていきますし、他の学校も全校体制で未然防止に取り組んでいるところではあります。

万が一、深刻な事態になつてしまった場合の対応ですが、その原因は多種多様なものが

複雑に絡み合って発生するところから、とおり一遍のマニユアルでは対応できないのではないかと思えますし、今は芽が小さい内に摘み取ってしまいうことに全力を上げていくところであり、真に対応できるマニユアルの作成は現時点では難しく今後、関係者の意見を聞きながらマニユアルの策定を検討したいと思えます。

石山議員

報道にある多くの場合、子供からのサインを見落とし大きな問題に発展していますし、報告される件数は氷山の一角とする専門家の声もあります。このことを考えたとき、我が町で万一、事故が起きたときの対応を探って欲しいと思えますが再度、答弁願います。

教育長

十八年度の六件の内容は、冷やかし、からかいの部分が一四件で無視、仲間はずれが一四件、口喧嘩から暴力になった件が一四件となっています。その対応は、先ほども申したとおり、学校だけに任すのではなく、学校から必ず報告を貰うことにしていますし、このうちの一件につきましては、私どもも学校と当事者の親に会って、お話をした例もあり、そんなような事で対応

しています。

万が一、事故になった場合のマニユアルについては早急に考えたいと思っています。

石山議員

道立教育研究所が出している「未来を担う児童生徒の健全な成長のために」というパンフレットがあります。

このパンフレットは、いじめ、不登校への取り組みなど実に解り易い内容となっておりますが、これを皆様方に配布することで家庭でいじめ或いは色々な事に対して親子が話し合い、そういうものが緩和されて行くと思えますが、どのようにお考えでしょうか。

また、生徒或いは親に、いじめに対してのアンケートを行うことも必要と考えますが併せて答弁願います。

最後に、他の自治体で一年以上して「原因は、いじめでした」とした例がありました。このことについて答弁があればお願いします。

教育長

パンフレットの内容はインターネットにも掲載されていますが、ご指摘の通りだと思いますので、印刷して保護者関係機関に早急に配布したいと考えています。

また、アンケート調査については、現実に全校とは言えませんが、ある学校では年に二回、子供に対してのアンケート調査を行っていますし、親に対してのアンケート調査も行っています。

調査項目の「この学校が好きですか、嫌いですか」の問いに対して、九十人中、十人ほどの児童が「嫌い」と回答しており、学校の方では今、これらに対して検証をしている最中です。

アンケートではありませんが児童に対する教育相談を各学校でも行っており、今後継続したいと思っています。

子供達に対する指導として、学校では以前から「いじめ」に対する意識付けは行っていますが、最近の一連の問題についても新聞の切抜きをして生徒たちに事実を教えておりこの度の文部大臣緊急メッセージ、道知事のメッセージなど、道教育長のメッセージなども子供たちに手渡して意識付けを図っているところです。

学校へは「小さいことでも

事実を、まず教育委員会に教えて下さい」とお願いしており、教育委員会としてこれらに積極的に介入していくというスタンスで臨んでいます。

町有財産



菊地 敏 議員

Q 処分方法に問題ないか

A 違法な処分と考えていない

いことから広く希望者に周知を図るために全戸回覧で公募致したところです。

売却しようとする三件の物件は売却予定価格、面積などの議決要件以下であることから議会には諮っていませんが処分額は決算書において公表されることになっています。

過去五年間の実績は、十四年度が三件、四筆（宅地五六一・〇二㎡）を個人（二件三筆）とは申し出による契約を、官公庁（一件一筆）とは協議による契約をしています。

十五年度は八件、二十五筆、六七三三・五四㎡を、個人（三件六筆、宅地）とは申し出による契約を、法人（雑種地二筆、宅地二筆）とは申し出による契約を、官公庁（一件、雑種地十三筆、用悪水路二筆）とは協議による契約をしています。

十六年度の売り払いは無く、十七年度は十八筆、四四九八六・七〇㎡を官公庁（雑種地十七筆、公衆用道路一筆）と協議により契約しています。

十八年度は四件、四筆、六

菊地議員

町有財産（宅地）の売却について十一月六日付で全戸配布したのは、周知対策として行ったものなのか伺います。

この売却予定物件の三件は、いずれも議会の議決を要する面積要件に該当しないものと考えられ、議会への提案は無いついて、今後、議会に対してどのような方法で説明されるのか伺います。

本件と同様に、これまで町有財産（土地）を売り払いまする場合、住民に対してどのような公開方式で周知されたかを過去五年間の実績でお示し願います。

総務財政課長

十一月六日付で町民の皆様へ宅地売却について回覧した物件については、市街地というところで立地、環境などが良

一般質問

六七九九・〇二㎡を個人（一件一筆、宅地）とは公募入札による契約を、法人（二件、原野一筆、宅地一筆）とは公募による契約を、官公庁（一件一筆、雑種地）とは協議による契約をしています。

菊地議員

これまでの処分方法で一貫性が無いのは、どういう理由か伺います。

また、町長が自ら口頭で周知していた自衛隊宿营地への町有地売却の件について、再度、この場で町民に対し説明を求めたいと思います。

十四年度に二件の随意契約と十五年度に十件の随意契約を結んでおりますが、その中の字サラキシ七二四一番（雑種地、面積一四三九五㎡）を平成十五年七月四日に七二四一番の七から七二四一番の十二に分筆して、分筆後に随意契約により処分されているが、分筆前の面積は明らかに地方自治法に定める議会に付すべき財産処分規定に該当し、適法とは思えませんが見解を求めます。

また、このものに対しての契約時における用途指定内容が有るか無いかということ伺います。

町長

自衛隊の土地の件ですが、自衛隊の方からは「十八年度或いは十九年度には必ず天塩町の土地を求めます」という、私どもが要望していた話が入ってきました。そうして、七月末頃になって「全部は買えないけれども一部でも買います。何年か掛けて計画通り土地は買わせてもらいます」という話があり、私どもは情勢の厳しい時ですから、全部は買ってもらえなくても、少しでも足掛かりが出来ればということでした。承をさせて頂きました。そうしましたら、八月三十一日に北海道のナンバー2と担当者が来庁し、防衛庁の陸幕との話し合いの結果、もう一年、計画を延ばして欲しい、見直しをさせて欲しいということでした。

私は、これまで待った私どもの思いをぶつけましたが、残念ながら先送りすることになりました。また国の予算内示は出ていませんが、多分、調査費だけになるものと思っています。町民の皆様と共に要望していただけに残念であり、大変申し訳なく思っております。

助役

北部方面総幹部としては、天塩町の意向を組んで頑張つ

たと思いますが、陸幕の方では国の情勢など全体を見て判断する意向のようです。

しかし、調査費が付いたということ、そんなに遠くない日に実現することを希望にして、今後も粘り強く努力して行きたいと考えています。

総務財政課長

売却契約に一貫性が無いということですが、確かに過去五年間の実績では申し出による契約や協議、公開公募など異なる契約をそれぞれの判断から行っています。

分筆の件については、それぞれの申し出により利用の目的、必要面積を伺いながら分筆し契約をしたものです。

本件については二つの法人から申し出が必要とする面積、利用等について掌握した上で、一社は二九四四㎡、もう一社は三三三六㎡ということ、分筆をいたしました。

売却する面積は議会に諮る面積要件ではないことから、申し出の二社には二年以内に速やかに造成をして頂く条件を付して契約をしたという経緯でございます。

助役

この場所については非常に土地条件が悪く、どこからも申し込みや協議が無かった場

所で造成されるのにも相当なお金が掛かったと思います。

議会に諮るべきものを分筆して議会に諮らずに処分したということですが、私どもはそういう考え方で行ったのではありませぬのでご理解願いたいと思います。

菊地議員

秋田県内の町長が議会の議決が得られなかった一個の工事請負契約を、議決を要しない規模の三個に分けて締結したことについて、分轄発注が議決を回避する目的でなされた場合は違法とした最高裁の判例もあります。

一四三九五㎡の土地を平成十五年七月四日に分筆して、何日も経たない七月二十三日に契約して七月二十八日に登記しています。

これは、明らかに売る為に分筆登記をしたと思われ違法な処分と考えますが説明を求めます。

町長

お示しの判例が本件と照らしてどうかということはありませんが、この土地は行政として使う予定もありませんでしたし、たまたま町内の人から是非その土地を求めたいという話しが参ったわけです。

町では道路も造れないこと

も十分に理解を頂いたうえで土地を売却したものであり、悪意をもって行ったものではないことをご理解願います。

菊地議員

使い道が無いから理解して下さいと言われても理解できない問題ではなく、適法な処分とは考えられません。

助役

本件について、私どもは手順を追って処理しており、議会の議決を避けるための裏心があつて行ったことではありません。

これまでも執行機関として様々な物件を処分しています。このことを是非ともご理解頂きたいと思えます。

菊地議員

話しは平行線だと思つたので終わりますが、公有財産を公募しないで申し出による随意契約で売っているという事。売る為に大きなものを分割して売ったという事は不透明だと考えます。

入札したわけでもなければ抽選したわけでもなく、公平性を欠いていると思えます。今後、このことに配慮いただき透明で公正な行政運営をお願いしたいと思います。

教育問題



渡辺修勝 議員

Q 総合学習と教科学習の関連付けは

A 学力向上のための学習実践

教育委員長

総合的な学習の時間が始まった時、教科書もなく各学校の裁量に任されていた教育現場では連日連夜、教育課程づくりに議論を交わし、国語や算数に次いで学習時間を割いています。

渡辺議員
昨年九月の定例会で総合的な学習の時間について質問をしましたが、この時の答弁を踏まえて質問致します。

総合的な学習の時間で付ける力、これらを明確にした上でどう関連付けているのか、また、どう関連付けて行こうと考えているのか伺います。

また、総合的な学習の時間による指導によつてどのような力が伸びたのか、併せて教科の学力がどれだけ向上したのかという検証がなされているのかどうか伺います。

いじめは、どの学校どの学級でも起こり得るといふ危機意識を強く持つ必要がある学校が組織的に早期発見、早期対応、未然防止を考えなければなりません。未然防止についての対応を伺います。

が疑問に思ったことを書き込んで、これらを分類して課題を設定する。

その中で生まれたのが「天塩産しじみの美味しさの秘密を調べよう」という題名で、社会科学の学習をしつかりやった事で生まれた教材です。

二、総合的な学習の時間の各学習過程において必要となる知識や技能を結び付け、教科学習が有用だということが児童に実感させるといふ教科との関連を図ることです。

一例として「こもればの森の四季」という題名で特に理科との関連で行っており、植物の成長ということと教科学習と総合的な学習の双方の学力を図って行くものです。

三、子供達が将来、必ず直面する課題として有意義であると考え、国際理解、情報、環境、福祉、健康などの現在のな地域の課題として学習する。四、課題解決型の学び方を完全習得するため学び方を繰り返し学ぶ。

ある学校では総合的な学習の時間を年間に三単元のテーマ設定をし四年間で十二回の学び方を繰り返ししています。五、総合的な学習の時間で育む学力を明確にする為に教育目標を「方法を知る」「内容を

を知る」「活用を知る」「自分を分を知る」の四つに分類して研究実践しています。

現在、以上の五つで学力の向上を図っています。

総合学習の始めの頃は、まず先に共通体験学習を実施して課題を導き出す事が多く、課題意識の少ない子供にとつては単なる遊びに過ぎないという声教育現場の中にもありましたが最近では、まず課題発見・課題設定を問題解決の基礎と位置付け、色々な所に訪問しています。

また、学ぶ楽しさを実感する為に各児童の個性に応じた学びをどのように保障するか大きな問題でした。

「体験あって、学びなし」と指摘されている総合的な学習の時間では教師の指導が欠けていることが多く、学ぶ楽しさを体験させ学習意欲を高めるとは児童・生徒一人一人への教師の指導が不可欠で、特に教師の力量が問われる総合的な学習の導入後は、管理職には教師の指導をお願いしているところではあります。

学習指導要領に示されている目標は「自ら課題を見つけ自ら学び主体性に判断し、よく問題解決する資質や能力を育てることと学び方や物

の考え方を身につけ問題解決や探求活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て自己の生き方を考えることが出来るようにすること」とあり、これを押さえながら各学校では学年相応の自己の目標を作っていますし、各教科のねらいとして小学校全体の国語科においては次ように規定しています。

国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めると共に思考力や想像力及び言語感覚を豊かにし国語に対する認識を深め国語を尊重する態度を育てるとしています。

これは学年毎の目標もありそれに基づいて教科書も使われ、各学校ともそれに基づいて実践しています。

社会科でも社会生活についての理解を図り、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育て国際社会に生きる民主的、平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養うとしています。

算数、理科、音楽、図工、体育にも、それぞれの目標があり小中高校そして学年ごと目標があり、それに基づいて教科書が作られています。総合的な学習の時間によつ

一般質問

てどのような力がついたのかについては各学校からのアンケート報告を一部紹介し答弁に代えさせていただきます。

(小学校)

・学習の仕方をも身に付け、進んで行うことが出来るようになった。

・調べ活動等によって知識の幅が広がった

・求める資料やデータを調べることが高まってきた。

・自分の学び方を人に伝える力が高まってきている。

・学びに対する子供達の主体性が徐々に現われている。

・自然や人々との直接的、体験的に関わる学習活動により自己の生き方や他者との関わりを見詰め直し、共存・共生の心を培うことができた。

(中学校)

・具体的な活動や体験を通して身近な人々や社会及び自然との関わりに関心を持ち自分の生活について考えると共に学習課程において生活上必要な習慣や技能を身につけ自立の基礎を養うことが出来た。

・自然や人々との直接的、体験的に関わる学習活動を展開する事で自己の生き方や他者との関わりを見詰め直し共存、共生の心を培うことが出来た。
・人に尋ねる時のマナーや態度が身に付いてきている。

度教育長

いじめは、どこの学校でもどの学級でも起こり得るといえるのは同感ですし、誰でもいじめられる子、いじめられる子になり得ると思います。

いじめに関わっては、子供はいつもと違う様々なサインを発します。そのサインを教師がいかに早く見抜くか、このサインを見落とすと、いわゆる陰湿ないじめとなる可能性が大であり、教育委員会としては学校に対し次のことをお願いしています。

・いじめによる影響が、いかに大であるかの認識を教師個々に強く持つてもらうこと。

・日頃から学級に「いじめを許さない」という意識、雰囲気や築くような心がけること。

・日頃から子供一人一人の様子や友人関係を観察し、早期発見のための変化やサインを見逃さないこと。

・いじめにあつては本人だけでなく、他の子供や教師、親や家族、地域から寄せられる情報も手掛りとする。

・いじめを未然に防止する努力を惜しまず教育相談や研修の充実を図ると共に、いじめが生じた場合の対応等を組織的に準備しておくこと。

これらを基に各学校では校長の強いリーダーシップの下、全校体制で取り組み明るく楽しい学校づくりを目指しているところではあります。

渡辺議員

先般、いじめ問題緊急提言骨子として教育再生会議が緊急提言をし、いじめを見て見ぬ振りをする者も加害者であるとしていますが一般社会、大人社会では自分に害の及ぶもの自分に関係の無いものは殆どが見て見ぬ振りをしているのが現状だと思います。

一般社会でまかり通って、学校現場では同罪と言つても子供達が納得出来るものなのではないでしょうか。

また、いじめ問題を大人が考えていますが、その大人が自己中心的な考えを持っていればどうでしょうか。

いじめの未然防止については子供達の方が良く知っていますし、良く考えているのではないのでしょうか。

何故、いじめの対象になつてしまうのか、何故、いじめたくなるのか、どうすればいじめが無くなるのか、子供達の方が解決策を持つていると考えますが如何でしょうか。

教育長

教育再生会議の議論について

コメント出来る立場ではありませんが、いじめた者に対する懲戒、傍観者への懲戒ということには個人的には非常に違和感を覚えています。

渡辺議員

ご指摘のように社会背景や色々な事でのいじめが有るわけですから、そういった事にメスを入れなければならぬという考えでおります。

教育委員長

子供自身によるいじめ問題の解決について各学校では、朝の会、帰りの会、学級指導時間で、何故いじめをしたら駄目なのかという事を小学校一年生レベルから中学校三年生レベルそれぞれの集団の中で行っています。

社会の現象が教室の中まで反映する事は確かにありますが、いじめをさせないような学級づくりが一番大切と考えており各学校にはお願いしているところではあります。

渡辺議員

総合学習と教科学習との関連を明確にした指針、ガイドラインが必要と考えますが有るのか無いか伺います。

いじめ問題で重要なことはいじめそのものを無くす事ではなく、いじめに走るほど追い詰められている子供達の状態を早急に見直すことと考え

ますが教育委員会の考えを伺います。

教員勤務実態調査では一日の勤務時間は小中学校平均で一〇時間五八分、時間外は一ヶ月約八〇時間、病気休職者は十年で倍になり過去最高とされていますが、教師はもつと子供達に向き合える人手や時間が欲しいと考えているのではないのでしょうか。

教師がもつと子供達に向き合える時間を作ることが、いじめの未然防止に繋がると考えますが、こういった状況が天塩町でも起きているのかどうか伺います。

教育委員長

総合的な学習の時間の教科とのガイドラインは文科省や教育委員会では有りません。

総合的な学習の時間は当初ゆとり教育の一環として導入されましたが全国的な学力低下の問題が出て、先ほど述べたように総合学習を教科学習と関連付け、しっかり行つていくことを実践しています。

総合学習が導入されてからは確かに教育現場の忙しさは有りますし、学校現場では自校のカリキュラムづくりに変な努力を使っていると認識しています。

委員会 レポート

10月2日～10月5日

総務文教

道内所管事務調査

寄付条例

本別町

本別町の概要

十勝の東北部に位置し面積の半分以上が山林に囲まれた緑豊かな町で良質な豆類の生産を中心とした農畜産業が盛んで、人口は九一八八人、世帯数は四〇〇六世帯です。

まちづくり施策

本別町では、個性や魅力にあふれる「ふるさとづくり」を進めるための特徴あるまちづくり施策を掲げ、賛同者の寄付を募り事業を実施する仕組みを整備した。

寄付の申込みは電子メール、電話・役場窓口のいずれかの方法で行われ、個人・団体を問わず一口五千元を基本に何口でも行え、集まった寄付金は基金として積み立て指定された事業の為に使われる。

- ①福祉でまちづくり推進事業
事業費は五千五百万円を予定しており、次世代育成・子育て支援事業や認知症高齢者支援事業、高齢者等居住施設整備事業に充てられる。
- ②農産物加工体験施設整備事業
事業費は五千三百万円を予定しており、農畜産物加工施設整備および観光物産センターの改修費や農産加工器具の購入費に充てられる。

- ③自然との共存・環境保全推進事業
事業費は一千六百万円を予定しており、森林保全・整備事業や新エネルギー・省エネルギー設備整備事業、環境保全学校開催費に充てられる。

- ④資料館特別展示開催事業
事業費は五十万円を予定しており、道内外の戦争資料の展示費や映像資料の作成費に充てられる。
- ⑤本のまち・夢プラン事業
事業費は五十万円を予定しており、児童文学者等による

講演会や読み聞かせの開催費、日本・世界の絵本展示の事業費に充てられる。



小中高一貫教育

鹿追町

鹿追町の概要

十勝平野の北西部に位置し人口は五九六四人、世帯数は二四一九世帯です。

一貫教育のめざすもの

基本理念

豊かな自然と人情に恵まれた鹿追町の特性を生かし「ゆとり」と特色ある教育課程によって、児童生徒一人一人の個性や可能性を伸ばすとともに確かな学力を培う等「生きる力」を育み郷土を愛し二十一世紀の国際社会を逞しく生き

る人材の育成をめざす。育成すべき児童生徒像（国際人を育てる）

- ・郷土に学び郷土を愛し自己を見つめる児童生徒
- ・自己の生き方について考え夢の実現をめざす児童生徒
- ・国際社会を創造的に逞しく生きぬくことのできる児童生徒

・豊かな人間性を身につけ健康で逞しい児童生徒
連携の柱

国際理解教育・ふるさと教育（総合的な学習の時間）・在り方生き方教育を三本柱に十二年間一貫した国際、郷土生き方に関する学習

研究開発課題

地域と一体となって取り組む連携型中高一貫教育を中心に小学校も視野に入れた小中高一貫教育の研究《国際理解教育、英語・数学科における小中高連携した新たな教科等の研究》

研究開発学校導入の意義

平成十四年度に「連携型中高一貫教育推進」を文部科学省から委嘱された後、研究の成果が認められ一年間という異例の速さで本格導入することになった。道内では上川町に次ぎ、上ノ国町・鶴川町・襟裳町と同時に指定されたが、

全小中学校と高校が併せて文部科学省から研究開発学校に指定されたのは鹿追町ただ一地域である。

研究開発学校としての指定は道教委と町教委が管理機関として受けているが、それに係る研究体作りなど町教委が推進役となり全町が一体となって進めている。

文部科学省より委託されているテーマは「中・高連携」と「英語教育」の研究であり、具体的には「連携型中高一貫教育」と「小中高一貫した力ナダ学」を進めている。

指定の意義は大きく、加配による先生の増員や新たな教科の開設が可能になるなど、現行の学習指導要領の枠に縛られない思い切った改革が実現できるとしている。



行財政改革

むかわ町



合併後の行政改革

鶴川町と穂別町が合併して誕生した、むかわ町では最大の行政改革とも言われる合併後も「合併は行革のはじまり」との認識のもと、「高度な地方分権、超少子高齢化社会へ対応し得る行政システムの構築」を行政改革の基本的としている。

「持続可能な財政基盤の確立」「町行政システムの進化」という二つの視点から、職員定数や給与の適正化、業務の民間委託の推進など徹底した歳出削減とともに簡素で効率的な行政の下、町民の暮らしに必要なサービスが提供され豊かで個性的な町の形成を目指している。

行政の指針となる大綱や具体的な内容を示した実施計画の策定のため「むかわ町行政改革推進本部」を設置し、当面の取組として大綱策定に係る「一課一提案」「事務事業点検及び改善提案」「職員提案」を進めることが決定された。

一課一提案では十五の区分から約五十項目に亘り、民間委託、指定管理者制度の有効活用、事務事業評価制度の導入、庁舎内施設や物品の有効活用、ホームページの充実等情報発信の取組、広域連合等

むかわ町の概要

平成十八年三月に穂別町と鶴川町が合併して誕生した新町「むかわ町」は道央圏の南方に位置し、合併後の人口は一〇五〇四人、世帯数は四六二二世帯です。

農業はメロン、花卉栽培、野菜栽培のほか近江、松阪、岩手など有名和牛の素牛生産など幅広く行われている。

水産業はシシャモ漁が中心で鶴川シシャモは有名ブランドとして全国に知られている。

の取組、定員管理・給与の適正化、職員の意識改革・人材育成の強化などの提案がされ、これにより、具体的な取組事項を加えながら検討を重ねていくことにしている。

行革の推進体制として推進

本部と並ぶ行政改革推進委員

会は公募による委員の募集が

行われ、鶴川地区と穂別地区

からの各二名と識経験者を加

えて構成され、改革本部との

意見交換・提言を行うことと

している。

委員会 レポート

10月10日～10月13日

産業厚生

道内所管事務調査

黒毛和牛

安愚楽牧場
(足寄町)

会社概要

安愚楽牧場は黒毛和牛の繁殖から育成、飼育までの一貫生産体制をとり全国市場に肉牛を出荷している。

二つの柱

生産性を高め上質で安価な和牛肉を提供するための柱が委託オーナー制度で預託法の規定による運用でオーナーの利益保護を図っている。

もう一つの柱が委託契約牧場で牛肉の輸入自由化を契機に離農した多くの畜産農家との共生を図っている。

直営牧場

安愚楽の直営牧場は全国で八支店三十五牧場ある。一九八七年に岩手県遠野市からの企業誘致により進出した遠野牧場は地方での第一号直営牧場で一貫体制の基礎が形成された地でもある。

北海道への進出は一九八七年の音更牧場開設から始まる。遠野牧場に次ぐ歴史を持ち北海道直営牧場の中心で繁殖型牧場として母牛一十頭に加え種牛の精液管理も行っている。一九八八年に開設した足寄牧場は繁殖型の牧場で一九九一年には支店を設置して飼育管理を徹底している。一九九四年に開設した津別牧場は繁殖型の牧場で夏は摂

氏四〇度、冬はマイナス三〇度と寒暖差が激しいのが特徴で、寒い時期の管理には一層の注意が必要となる。

一九九八年に開設した胆振牧場は北海道の直営牧場の中で降雪量が最も少なく最も温暖なところで二百八十万㎡の敷地面積は安愚楽牧場の中では随一の広さを誇る。繁殖型の運営と共に北海道における生後六ヶ月から十ヶ月の雌牛の育成管理を一手に引き受ける育成拠点で、ここで育つ繁殖母牛は道内の直営牧場と預託契約農家に送られる。

浦幌牧場は北海道における増頭計画の一環で開設された牧場で親子の牛を管理する繁殖型の牧場である。十勝地区東部の預託契約農家へのサポートを担う分俣の基地としての位置づけを持つ。

安愚楽牧場にとって北海道の魅力の一つは牧草にある。今回視察した足寄牧場では、全道各地から調達することで祖飼料などの確保を可能にしている。本町を含む近隣町村からも流通していると言ふ。

一方、北海道の寒さはリスクの一つに挙げられ、ホルスタイン種に比べ管理が難しいとされている。

天塩町の畜産

本町の酪農業は農業従事者の高齢化や後継者問題により農家数が減少し大規模経営化或いは新規就農者の受け入れ、農業法人の新規参入をしても農地の遊休化が進む問題が推測される。

一方、本町の農業法人等による畜産業への新規参入は地元雇用の創出と共に地元経済の活性化にも繋がっており、酪農業と共に産業の基幹を担うことが期待される。

大規模経営における肉牛の育成管理には広大な草地が必要とされ、畜産農家の発展に草地の確保が急務なことから遊休化が懸念される農地の有効な活用が課題である。

堆肥センター

黒松内町

黒松内町の概要

黒松内町は後志支庁管内の南端にあり渡島、胆振、後志の三支庁五町村に隣接する町で人口は約三千五百人、高齢化率が三十%、出生率が一・三八%と少子高齢化が問題となっている。

黒松内町の産業

酪農を主軸とする道南屈指の酪農の町である。

飼育頭数は約三千頭(内、千二百頭が乳牛)で後志支庁管内の約三分一を占め、近年は肉用牛と畑作物の複合経営を目指している。

また、畑作物の品質向上と増産を図って畜産糞尿の急速堆肥、無臭化など自然環境に配慮した土づくりを中心とする有機栽培や低農薬にも積極的に取り組むほか野菜を中心に高付加価値型複合経営を図っている。

環境への意識

国の天然記念物のブナ林など恵まれた自然環境や優れた農村景観を保全し、後世に残していくため、自然環境や農村景観に配慮したまちづくりを推進するため環境基本条例、ごみポイ捨て防止条例を制定しおり、堆肥センターもこうした考えが基盤となっている。

事業概要

事業名 道営農村振興総合整備事業

ようてい農業協同組合は羊蹄山麓周辺から南後志地区に至る広域の農協で、倶知安町、二七町、蘭越町、黒松内町など十町村に跨っている。

農協管内は畑作が主だが野菜等も多く作っていて、規格外の野菜や残渣あるいは澱粉工場から出るデカント廃液の

処分が問題となっていた。

また、新たに家畜糞尿の問題も出てきた。このことから堆肥センターで作った堆肥をようてい農協管内の農家が使うという地域内循環農業の考えが始まりであった。

しかし、地域が広域ゆえの距離の問題や資金の問題などから黒松内町と蘭越町の二町だけが関わることとなった。事業主体 北海道

設置者 黒松内町(蘭越町との事務委託)

黒松内町と蘭越町のうち、畜産農家が多い黒松内町が施設を持つこととなった。

運営管理 ようてい農業協同組合(指定管理者)

所在地 黒松内町字西熱郭

事業期間 調査 十二年度～十三年度

工事 十四年度～十五年度

総事業費 十三億三千九百八十一万八千円

負担割合は、国五十%・道二十五%・町二十%・受益者

五%で、町負担の二十%は黒松内町が九十六・五%、蘭越町が三・五%(牛糞等の排せつ量から算出)である。

受益者負担の五%は農協からの借入れを充て毎年、償還金が発生する。

平成十六年度の負担金(償還金)は300円/トンであったが、更新時の積立てなどを考慮し十七年度は150円増の450円/トンとした。さらにセンターの運営が軌道に乗らなかつたことから十八年度からは原料の回収経費等を農家負担に加え、トン当り500円から600円とした。

本格稼働 一六年四月一日

十六年度の稼働当初は色々なトラブルが続いた。想定していた以上に原料(糞尿など)の回収量が多く、施設や設備に大きな負担がかかった。結果として良い堆肥が出来ず、なかなか売れない試行錯誤のスタートであったようだ。

十八年度になって少し明るい兆しが見えてきたが運営を含めて順調だと胸を張れる状況ではないと担当者は言う。

施設用地 三四九五五㎡

対象農家 三十五戸(黒松内町三十三戸・蘭越町二戸)

処理量 二万二千トン

製品堆肥量 一万一千トン

水分調整材 チップダスト・廃草草ロール・鶏糞

堆肥化方法 スクープ攪拌

堆肥化期間 三十七日間

実際は二次発酵することもあり二ヶ月～三ヶ月かかるのが実情である。

堆肥含水率 約六十三%

堆肥販売価格 三千円/トン(配送の場合500円加算)

各自自治体には助成制度があり黒松内町ではトン当り千円を補助している。

センター建設の課題

堆肥センター建設の背景には環境問題と共に堆肥の受け入れ農家の存在がある。

堆肥センターを建設した殆どの自治体は酪農業や畜産業の他に畑作農家など堆肥を受け入れる環境にあり双方が抱える問題をこれにより解決する仕組みになっている。

しかし、センター建設後の運営にも多くの問題が山積し課題は多いようである。



委員会 レポート

総務文教

町内所管事務調査

【調査年月日】
平成十八年十一月二十日

【調査事項・結果】

▼町有財産処分状況

天塩と雄信内市街における過去三年間の土地売却状況は、十五年度が二十五筆（一六、七三三・五四㎡）で約千三百三十万円、十六年度は無く、十七年度が十八筆（四四、九八六・〇〇㎡）で約百六十五万円である。

十八年度は四筆（六六、六三三・〇二㎡）で約千三百一十万円となっている。

また、十一月現在で三箇所
の売り払い公募がされ、年度
内の処分が見込まれている。

他に処分可能な空地状況は
漁業団地内に一筆、バイパス
沿いの北側には農業開発事務

所を挟んで二筆、バイパス沿
いの南側には六志内川と町道
南二丁目通に挟まれた西側に

三筆、東側に一筆の合計七筆
がある。

南町の物件を除いたほかは
一筆あたりの面積が大きく坪
当たりの価格も割高感があつ
て買い手はない状況である。

町は総合計画等に照らして
不必要な町有地があれば処分
する方針だが町内外に対して
更に積極的に利用や購入の呼
びかけが求められる。

▼就学進学と児童生徒の現状
近隣町を含めた高校進学生
徒数の現状と町内小学校児童
数の現状を調査した。

天塩中学校、啓徳中学校か
らの入学割合は過去三年間の
平均でも七十%を超え高い割
合を示しているが他町からの
割合は低く、地元農業高校
がある遠別中学校は四六・七
%、幌延町二校の割合は十%
台と極端に低い状況である。

幌延町の中学校からは豊富
高校に進む割合が高く、理由
の一つとして豊富町の無料送
迎バスの運行が考えられる。

天塩高校の統廃合は一時的
に凌いでいるものの町内の中
学生全員が天塩高校に進学し
ても二間口の維持は困難で統
廃合の対象となりえる。

また、二十四年度までの町
内各小学校入学予定数でも四
十名を超す年度はなく、遠別

町、幌延町からの入学生徒確
保が必修課題と考える。

このため、保護者の負担軽
減の為の政策が必要であり、
通学費用の助成や寄宿などの
生活空間の提供、小中高一貫
教への育取り組みが存続の鍵
になるものと考ええる。

委員会 レポート

産業厚生

町内所管事務調査

【調査年月日】
平成十八年十一月十六日

【調査事項・結果】

▼特別養護老人施設等の管理運営

恵愛荘（五十床）の開設時
は近郊に民営の祉施設はなく、
地域の重要な老人介護施設と
して町内を重点に道内各地か
ら入所者を受け入れてきた。

しかし、介護保険制度によ
り施設・在宅にトータルサー
ビスが求められサービスの質
的向上と維持が必要なことや
交付税の減少等による財政悪
化といった背景から、本町で

も二十一年度の民営化を目指
した検討がされている。

町は社会福祉協議会を軸に
民営化を検討しているが社会
福祉協議会は利益追求ができ
ない為、運営費不足分は町の
持ち出しになり、人件費を含
む管理経費の削減努力をした
上での赤字補填や職員の処遇
が課題となっている。

職員の処遇が決まらなけれ
ば民営化は実施できない状況
であり、赤字補填も人件費を
含めた経費削減は必至で早急
な問題解決が待たれる。

また、町が検討から外して
いる社会福祉法人への移譲の
可能性も検討する価値はあり
内部案に民意を反映させる検
討委員会の設置が望まれる。

▼農地防災事業の現況・計画
農地の機能低下を回復させ
る目的で行われている北川口
地区国営総合農地防災事業は
十七年度から二十三年度の七
年間で六十七億五千万円の総
事業費が予定されている。

本年度までの進捗状況は事
業費ベースで二十五%、農地
の保全や排水路工事など四工
事の総額は十一億三千九百二
十五万円、この内、町内企業
四社が三工事で八億一千三百
七十五万円を受注している。
事業が終了して回復する農

地は七五二畝で、播種等その
後の整備費（町に係る部分二
三九・七畝）約一億三千万円
の為の草地基金取り崩しも検
討に入れている。

また、他地区の産土と円山
を合わせた面積二一〇〇畝は
二十年度からの調査に名乗り
を上げる考えでいる。

北海道の酪農業は乳製品輸
入自由化の流れに取り込まれ
厳しい現状にあり、牛乳の増
産が見込まれない状況での採
草地整備であるので公共牧場
を含む農業施設の管理運営に
ついては具体的な計画を早急
に立て過剰な設備投資となら
ない検討が必要である。

募 集

『読者の声』

みなさんのご意見・

ご感想をお寄せください。

あて先：天塩町議会事務局

TEL 2-1001

FAX 2-2659

議会の動き

10月

- 6 議会広報特別委員会 [5 委員]
- 10～13 産業厚生常任委員会道内行政視察
(足寄町・黒松内町) [全委員]
- 15 北部方面隊創隊 54 周年記念行事 (札幌市) [議長]
- 25 議員協議会 [11 議員]
- 28～30 東京天塩会総会 (東京都) [議長]

11月

- 3 平成 18 年度天塩町表彰式 (議会議事堂) [10 議員]
- 16 産業厚生常任委員会 [全委員]
- 19 北海道知事高橋はるみ留萌管内町村「激励のつどい」
(留萌市) [6 議員]
- 20 総務文教常任委員会 [全委員]
- 21～23 町村議会議長全国大会 (東京都) [議長]
- 24 議員協議会 [11 議員]
病院運営に関する意見交換会 [9 議員]

- 25 松岡利勝農林水産大臣との懇談会 (留萌市) [議長]
自由民主党北海道第十選挙区支部政経セミナー
(留萌市) [議長]

12月

- 6 議会運営委員会 [全委員]
- 13 平成 17 年度会計決算審査特別委員会 [10 委員]
- 13～14 第 5 回天塩町議会定例会 [全議員]
- 14 議員協議会 [全議員]
- 18 地域医療セミナー [11 議員]

1月

- 5 天塩町新年交礼会 (社会福祉会館) [議長外 8 議員]
- 6 天塩町消防団新年出初め式 (天塩地区) [議長]
- 7 天塩町成人式 (社会福祉会館) [議長外 6 議員]
- 8 天塩町消防団新年出初め式 (雄信内地区) [寺本議員]
- 17 議員協議会 [全議員]

議員出席状況

平成 18 年 10 月 6 日～平成 19 年 1 月 24 日

区分	議員名	所属委員会等名	定例会・臨時会			常任・議運				特別委員会				合計			出席率 %					
			出席内容			欠席内容				総務文教	産業厚生	議会運営	議会広報	予算審査	決算審査	開催日数合計		出席日数合計	欠席日数合計			
			全日出席	遅刻	早退	出席日数計	団体等会議	慶弔	病欠											私用	①	②
			①			②										③	④	⑤	⑥ / ⑦			
	草刈 幸男	長	2	2		2				2	2					2			4	4	100.00	
	桑田 憲治	副産	2	2		2				3	3					3			5	5	100.00	
	桑村 健一	総運	2	2		2				2	2					2			4	4	100.00	
	横溝 幸平	産運広	2	2		2				4	4					4			6	6	100.00	
	森政 清	総運広	2	2		2				4	3					3			6	5	1	83.33
	佐々木 鉄一	総	2	2		2				2	2					2			4	4	100.00	
	後藤 忍	総運	2	2		2				3	3					3			5	5	100.00	
	渡辺 修勝	産広	2	2		2				3	3					3			5	5	100.00	
	中嶋 康治	総広	2	2		2				3	3					3			5	5	100.00	
	寺本 弘之	産運広	2	2		2				4	4					4			6	6	100.00	
	石山 直継	産運広	2	2		2				4	4					4			6	6	100.00	
	菊地 敏	産	2	2		2				2	2					2			4	4	100.00	

凡例 長・・・議長 産・・・産業厚生 運・・・議会運営
副・・・副議長 総・・・総務文教 広・・・議会広報

編集後記

▼新年明けましておめでとう
ございます。
輝かしい平成十九年の新春
を町民の皆様と共に迎えられ
ましたことを心からお慶び申
し上げます。
▼昨年九月に「世界に開かれ
た美しい国、日本を目指す」
として、若い安倍政権が誕生
しました。
美しい国、日本に住んでい
るといふ、一日も早い実感を
期待したい。
▼地方自治の厳しい状況が続
く中、勇退を表明した本町町
長十二年間の「まちづくり」が
終わる。多くの課題を克服し
ながら町政に取り組んでこら
れたことを労(ねぎら)いたい。
▼今年には私たち町議会議員の
改選の年になります。
地方自治体にとって益々、
厳しい状況が予想されますが
町民の皆様のご理解とご協力
を頂きながら「天塩のまちに
住んで良かった」と心から喜
ばれる「天塩のまちづくり」
に全力を尽くしたいと考えて
おります。

議会広報特別委員長
(横溝 幸平)